

提案型協働事業の見直しについて

1 課題と改善案

改善事項	現状・課題	改善案
1 審査員の構成	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業所管部長が審査員として審査に加わっており、立場が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 所管部長はオブザーバーとして審査に出席する。 【オブザーバーの役割】 提案事業が市の方向性に沿っているか意見を述べる。 ※審査及び団体への質疑はできない。
2 費用の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 費用の積算根拠が不明確な団体があった。 費用の妥当性については、明確な基準がなく、審査がしにくい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算書に算出根拠（単価、日数・時間数、作業内容等）や必要とする物品等の仕様を明確に記載するようにする。 必要に応じて見積書を提出してもらう。 人件費及び報償費の基準の修正を検討する。
3 審査員に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 第一次審査（書類審査）では、団体が伝えたいことが審査員に伝わらないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類提出時の聞き取り内容と意見交換会の会議録を審査員への事前送付資料に追加する。 事前質問票を用いて審査員からの質問事項を取りまとめて団体へ送付する。回答は審査の際に参考資料として配布する。第二次審査も同様とする。

2 市民提案型協働事業スケジュールの変更（案）

内容	現行	修正案
事業提案募集期間	新規：4月上旬～6月中旬 継続：4月上旬～7月下旬	新規：4月上旬～5月下旬 継続：4月上旬～7月下旬
事業説明・意見交換会	7月上旬～7月中旬	6月中旬～7月上旬
申請書類等の事前送付	7月下旬	7月中旬
事前質問票の取りまとめ及び団体への送付		7月下旬
事前質問票に対する回答期限		7月下旬
第一次審査	8月上旬	8月上旬
提案団体との意見交換 提案内容の確認と調整	8月中旬～9月上旬	8月中旬～9月上旬
第二次審査用申請書類の提出	9月中旬	9月中旬
申請書類等の事前送付	9月中下旬	9月中旬
事前質問票の取りまとめ及び団体への送付		9月下旬
事前質問票に対する回答の提出期限		9月下旬
第二次審査	10月上旬	10月上旬

※行政提案型協働事業についても「第二次審査用申請書類の提出」以降は同様とする。